

「健康経営宣言」

プランビーは、全従業員およびその家族が心身ともに健康であることが、個々の個性や能力を最大限に発揮でき、企業の発展および基本理念につながると考えます。健康保持・増進に向けた取り組みを推進し、すべての従業員が働きやすい環境整備を目指します。

2018年9月1日
株式会社プランビー
代表取締役 井利元聖史

これまでの取り組み

■電解水生成器の貸し出し

胃腸症状の改善効果が認められている電解水生成器で生成できる還元水素水を社内のみならず家庭でも飲用できるように社員に貸し出しています。お客さまに自信を持ってお勧めでき、社員だけではなく、社員の家族の健康保持のためにも役立てています。

■社内感染及び家庭での感染を予防

電解水生成器で生成できる強酸性水（次亜塩素酸水）はウイルス対策に効果があります。手指の洗浄除菌や空間にスプレーして除菌しながら加湿することで感染症予防に努めています。

■喫煙率0%

喫煙をしなければ毎月10,000円の禁煙手当を支給しています。社員自身の健康と受動喫煙を防ぐために導入されましたが、現在社員の喫煙率は0%です。また、敷地内は全て禁煙とし、受動喫煙を防いでいます。

■フィットネスジム使用料全額負担

運動不足解消のため、希望者はフィットネスジムが無料で使用できます。この制度を利用した社員は富士山登頂やハワイのホノルルマラソンにも参加しました。

■育児休業取得率100%

産休・育休が当たり前に取得できる社内の空気を作り、育休明けも希望により短時間勤務の変更もできるようにしています。女性社員の75%が子育てをしながら働き、2017年度育児休業取得率は100%。育休中にも子供を連れてランチ会に参加し、会社や他社員との繋がりをもつことで、育児休業明けの復帰率も高く、家庭と仕事を両立しやすい環境作りに努めています。

■健診オプション費用の補助

健診時、任意項目についてオプション費用の半額を負担しています（上限5,000円）

新たな対策

■再検査または精密検査受診率100%を目指します

定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対して、受診を促すため以下のことを行います。

- 1) 再検査等に要する時間を出勤認定します。
- 2) 社内チャットワークにて個別にタスク化することにより早期受診を促します。

■病気の治療と仕事の両立の促進に向けて取り組みます

傷病を抱える従業員及び周囲の同僚の専用相談窓口を設置します。

担当相談員に社内チャットワークを使用し、プライバシーを守りつつ、気軽に個別相談できるようにします。

また、支援が必要であれば、勤務時間・作業内容等、就業上必要な対応を速やかに検討します。

■保健指導の実施に取り組みます

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある従業員に対し、地域産業保険センターによる保健指導（健康相談）への申込みをします。

■長時間労働者への対応に関して取り組みます

長時間労働者（超過勤務80時間を超える者）が発生した場合の対策として、退勤から出勤まで、最低9時間の勤務時間のインターバルを取ります。

■メンタルヘルス不調者への対応に関して取り組みます

- 1) メンタルヘルス不調予備軍に対する相談窓口を設置します。
- 2) 復帰する際には医師の意見を元に状況に合わせた支援（短時間勤務・業務制限等の配慮を含む）を実施します。

■定時退出日の設定

タスク管理に対する意識の向上やワークライフバランスの推進のため、最低週2日以上をノー残業デーとします。毎日共通カレンダーのアラームを定時30分前にセットし、声かけとともに定時退社を促します。

また、残業が多い従業員がいる場合は、原因を特定し、人員配置・業務上改善すべき点がないかを見直します。